

# 淀川右岸水防事務組合議会臨時会会議録（令和7年4月25日）

○臨時会議事日程 令和7年4月25日（金）午前10時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第10号 副管理者の選任について

日程第3 議案第11号 水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

---

○出席議員 27名

1番	藤木	昇	議員	2番	山下	宣昭	議員	3番	平城	政治	議員
4番	山本	隆章	議員	5番	泉水	清治	議員	6番	田口	晴彦	議員
7番	水谷	平	議員	8番	西村	賢二	議員	9番	中畠	稔	議員
10番	竹中	健	議員	11番	米川	勝利	議員	12番	五十嵐	秀城	議員
13番	福嶋	保雄	議員	14番	奥田	美貴子	議員	15番	竹村	博之	議員
16番	北田	昌之	議員	17番	増田	裕子	議員	19番	安藤	薰	議員
20番	森	智	議員	21番	中島	紳一	議員	22番	橋本	篤宗	議員
24番	谷口	敏五郎	議員	25番	深江	保彦	議員	26番	吉川	正司	議員
29番	高橋	譲	議員	30番	上西	進	議員	31番	越智	敏行	議員

○欠席議員 4名

18番	日野	義将	議員	23番	土井	笑美子	議員	27番	北村	泰規	議員
28番	井口	菊博	議員								

---

○議場に出席した執行機関及び説明員

淀川右岸水防事務組合副管理者（大阪市建設局理事）

日田 哲也

淀川右岸水防事務組合会計管理者（大阪市建設局企画部工務課長代理）

安藤 純也

淀川右岸水防事務組合事務局長

八木 逸朗

---

○職務のために出席した職員

淀川右岸水防事務組合総務課長

休井 良行

淀川右岸水防事務組合主幹

利岡 裕介

淀川右岸水防事務組合総務課長代理

茶谷 茂

開　会　午前10時30分

---

○議長（越智敏行）

ただいまの出席議員は27名で定足数に達しておりますから地方自治法第113条の規定により、令和7年臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

○議長（越智敏行）

おはかりいたします。本日の議事日程及び議案は先に配付しておりますので朗読を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（越智敏行）

ご異議なしと認めます。

よって、議事日程及び議案の朗読は省略いたします。

○議長（越智敏行）

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、淀川右岸水防事務組合議会会議規則第88条の規定に基づき、1番藤木昇議員、3番平城政治議員を指名いたします。

○議長（越智敏行）

日程第2議案第10号副管理者の選任についてを議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

議長。

○議長（越智敏行）

事務局長。

○事務局長（八木逸朗）

ただいまご上程になりました議案第10号副管理者の選任についてを、ご説明いたします。議案書の1頁をご覧ください。

去る3月31日、前副管理者森下英仁氏の辞職に伴い、大阪市建設局理事の森下英仁氏を、その後任として選任いたしたく、本案を提出する次第でございます。

なお、日田哲也氏の職歴につきましては、議案書2頁の推薦調書のとおりでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（越智敏行）

ただいま管理者からの説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（越智敏行）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号副管理者の選任については、原案どおり同意することに決定いたしま

した。

○議長（越智敏行）

副管理者ご挨拶をどうぞ。

○副管理者（日田哲也）

大阪市建設局理事の日田でございます。

淀川右岸水防事務組合副管理者として、選任のご同意を賜り、誠に有り難うございます。

淀川右岸水防事務組合におかれましては、来年に100周年を迎えることとなり、永きにわたり、淀川における水災害防御の使命を遂行してまいりました。その歴史ある水防事務組合の輝かしい成果は、歴代組合議会議員並びに水防団員の皆様のご尽力の賜物であり、副管理者として身の引き締まる思いです。

近年は、気候変動の影響もあり、全国的に記録的な集中豪雨が毎年発生しております。

6月には出水期に入り、特に梅雨末期の集中豪雨や、8月下旬からの台風による、高潮への警戒が必要となってまいります。また、近い将来発生するとされている南海トラフ巨大地震に伴う津波への備えも含め、事前防災の視点から水防活動に努めていく必要があり、責任の重さを改めて認識しているところでございます。

副管理者といたしましては、これらの災害を教訓とし、不測の事態にも即応できるよう、全力をつくす所存でございますので、越智議長をはじめ、議会の皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきますよう、お願い申し上げます。

併せて、今後とも、当組合の運営にご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副管理者就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（越智敏行）

ありがとうございました。続きまして日程第3 議案第11号水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

議長。

○議長（越智敏行）

事務局長。

○事務局長（八木逸朗）

ただいまご上程になりました水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の4頁をご覧願います。

本案は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等について規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、本案を改正する次第である。

改正箇所につきましては、第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいづれか」を削り「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」、第3号から第6号までのいづれかに該当する扶養親族については1人につ

き217円」に改める。

第5条第3項（6）「心身に著しい障害がある者」を「重度心身障害者」に改める。

同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第5条別表補償基礎額表の団長及び副団長10年未満「12, 500」を「12, 900」に、10年以上20年未満「13, 350」を「13, 700」に、20年以上「14, 200」を「14, 500」に、分団長及び副分団長10年未満「10, 800」を「11, 300」に、10年以上20年未満「11, 650」を「12, 100」に、20年以上「12, 500」を「12, 900」に、部長、班長及び団員10年未満「9, 100」を「9, 700」に、10年以上20年未満「9, 950」を「10, 500」に、20年以上「10, 800」を「11, 300」に改めます。

○議長（越智敏行）

ただいま管理者からの説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（越智敏行）

異議なしと認めます。よって、議案第11号水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（越智敏行）

これをもちまして、本日提案の議案は、すべて議了いたしました。

本日は円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございました。

---

閉 議 午前10時40分

---

○議長（越智敏行）

これをもちまして本日の臨時会は散会いたします。

ありがとうございました。

---

散 会 午前10時42分

---